

日時：令和6年1月31日（水） 15:20～16:50
場所：奈良県人権センター 会議室1

- 1 開会
- 2 挨拶 山本農業水産振興課長より挨拶
- 3 委員紹介（五十音順）
大井委員、芝田委員、中川委員、揉井委員、森山委員、横山委員、吉岡委員
WEB参加者の紹介
審議案件の「奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 第5次計画（第1回変更）」の調査委託先である株式会社野生動物保護管理事務所（WMO）田中氏
- 4 定数報告
委員8名中7名の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は成立
- 5 配布資料の確認
- 6 部会長選出
奈良県自然環境保全条例（奈良県自然環境保全審議会）第16条3項により横山委員を選出
- 7 部会長職務代理者の指名
奈良県自然環境保全条例第16条5項により、部会長の専決事項により横山部会長から吉岡委員を指名
- 8 議長選出
奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第3項の規定により横山部会長を選出
- 9 会議の公開
奈良県自然環境保全審議会の会議の公開等の取扱いにより会議の公開を決定
傍聴者0名
- 10 議事録署名委員の指名
中川委員並びに揉井委員を指名
- 11 議事の進行
知事からの諮問案件は1件 報告案件は5件

<審議案件>

- 第1号議案（1）奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 第5次計画（第1回変更）について
報告案件（2）奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

（事務局）農業水産振興課奥主査より説明

■質問、回答、意見

（吉岡委員）

毎年4,000頭を目標捕獲頭数にしていくと、生息数は令和8年度には3,800頭になるという推定されているのですが、それで果たしていいのかわからない。

そのときも、有害鳥獣での捕獲は、例えば、6,000頭なり6,500頭なりを捕獲するという話ですか。

（事務局）

基本的に毎年4,000頭ずつ捕って最終の令和8年度までに目標の頭数に近づけるということです。

（吉岡委員）

概要の表2で令和8年度に推定生息数は3,800頭になっていますが、それでいいわけですか。

（中川委員）

豚熱の影響で生息数は減って当然です。全体的に頭数が減ってるんですよ。イノシシについては、考えている以上にもっと深刻だと思います。

（吉岡委員）

だから、有害鳥獣の捕獲の頭数をそこまで増やさないといけないのかな。という気がしています。もちろん被害が大きいのは困るんですよ。その辺のところ、どんなものですか。

（中川委員）

捕獲目標をいくら増やしても無理は無理です。いないものは捕れない。

(吉岡委員)

一番少ないときでも4,000頭は有害で捕れているわけで、狩猟は2,000頭しか捕れなかったことで、約6,000頭ですね。

だからそういう形で毎年、目標頭数4,000頭にして、推定生息数が3,800頭でいいのか。

(大井委員)

関連した質問です、ご指摘いただいた表2での推定生息数というのは、それぞれの年度当初の推定生息数ということですか。

(事務局)

WMOの田中さんにつないでもらって年度末時点の生息数というような考え方でよいですか。

(田中氏)

はい、それで間違いありません。

ここで推定している個体数は、イノシシの1年間を考えると、春先に子供を産んでそこで増える。その辺りから有害捕獲が始まって捕獲されてどんどん数が減っていく。秋になると狩猟が始まって狩猟で捕獲をするのでまた減っていく。最後の3月31日時点の個体数というものを推定しています。春先に増えて、捕獲で減っていった最後の値が、年度末の個体数ということです。

(大井委員)

年度当初の個体数は推定されていて、それに繁殖分を加えて、それから目標捕獲数を引いたものが、推定生息数になるということですか。

(田中氏)

そういうことになります。

(大井委員)

年度当初の生息数というのは、いつまでのデータをベースにして推定されていますか。

(田中氏)

年度当初といいますが、その前年度末ということになります。

(大井委員)

令和5年度末の生息数は、いつまでのデータを基に推定されていますか。

(田中氏)

各年度の出猟カレンダー調査の値をもとに推定をしています。

ただ年度末と猟期の間には若干のタイムラグがありますので、出猟カレンダーの目撃効率や、捕獲効率を、平均的な1年の猟期の間で平均的な値を、その猟期の中間時期あたりに設定して、そこから猟期の間には何頭ぐらい捕られたかという、その調査時期と年度末のずれを想定して推定をしています。

(大井委員)

「豚熱の影響で、令和3年度から比べると令和4年度もまた生息数が抑えられてると考えられるが、回復基調にある。」とありましたが、令和5年度はイノシシの繁殖というのは、令和3年度よりも増えているのではないかと、そういった傾向は見られませんか。

令和5年度がもし回復基調にあるということならば、その令和5年度のデータも加味すると、この推定はちょっと過小評価になっているのではないかと危惧しています。

(田中氏)

推定をするには、その実際に捕られたデータを使う必要があります。

そうすると、令和5年度に捕られたデータはまだ完了していない状況です。まだ猟期も続いているし、捕獲も続いているので、年度の値として確定をしていない段階です。

このような場合、令和5年度末の個体数は推定できません。

現状では、推定を使う情報がまだ確定していないので、今年度の内容については、こちらの推計結果から、何か言うことはできません。

あくまでも令和4年度末時点の個体数の結果ということです。

情報がまだそろっていないので、豚熱からの回復で、個体群が回復傾向にあるかどうかは、現状で判断できないということです。

(大井委員)

きちっと出ているデータをベースに試算されたということで、よくわかります。

ただ、出てきた値をどういうふうに見ればいいのかということで、過小評価の心配はないかという話です。

(田中氏)

過小評価も過大評価も両方可能性としてはあります。

そもそも個体数は、推定が難しいもので、個体数推定を実施する中で、その不確実性を含めて考えなければいけないということです。

資料1-2の3ページ図5-3に、個体数推定の結果が示していますが、個体数は幅を持った数として推計をしています。この点線に挟まれた間のどこかに実際の個体数が入る可能性が高いということになります。

特に黒い線のところが、確率として一番高いということを示しています。あくまでもこの値であるということを示しているわけではありません。

ですので、不確実性ということで、大体、5,000頭ぐらいから15,000頭ぐらいの間には、90%の確率で、そのぐらいに推定されるだろうという結果がこちらで示しているものです。

当然それよりも低い可能性も、高い可能性もありますが、それは確率で示しているということです。

(大井委員)

推定法の限界を踏まえて回答していただいたと思うんですが、やはりイノシシの個体数は、繁殖率ともに回復傾向にあって、それが個体数の増加に結びついた場合に、また深刻な被害、また管理が難しくなるということで、管理する側の姿勢として、この推定数を鵜呑みにするのではなくて、捕獲の限界ということも、猟友会会長さんもおっしゃいましたけども、できる限り捕獲努力を上げる、そういう方向性で取り組んでいただきたいという意見です。

(横山部会長)

ありがとうございます。吉岡委員はいかがですか。

(吉岡委員)

それで結構です。

(横山部会長)

ほか、ご意見いかがですか。

私から質問がありますが、増加率の推定はできていますか。

(田中氏)

個体数推定のモデルの中に増加率と密度効果を推定するための環境収容力というパラメーターも同時に推定しています。

(横山部会長)

それはどこに記載されていますか。

(事務局)

計画書にはその情報は載っていません。

(横山部会長)

増加率はどのくらいと推定されてますか。

(横山部会長)

今、生息数が少ない状況での捕獲というのが、当然いないので捕れないということなので、目標を下げましょうということですが、ご懸念としては、急激に下がってまた急激に上がるのではないかとことです。イノシシは、4、5頭を生みますので、今は4,000頭でいいですが、3年間本当に続けて大丈夫か、その回復の状況に合わせて、ちょっと修正するとか、目標なので絶対これを捕らなければならないことではないと思いますが、目標下げると、ちょっと下がってくる場所が懸念事項かなと。

捕れなくてもいいから目標が高くとか、そういうところは必要ないのかということかなと思いますが、田中さん。いかがでしょうか。

(田中氏)

増加率については、特に豚熱からの回復の兆しが見える令和4年度に関しては、1.7倍近くの値を推定しております。

その使われてる情報で、資料1-2の3ページのところに、推定に使用したデータというのが示してあります。それだと、令和4年度の折れ線グラフが、結構急激に上がっているところが、捕獲数も1.5倍まではいかないですが、かなり増えている。というところがあります。

そうすると回復期にはある。そういった場合は、どうしても推定される増加率が高くなりますので、比較的高い値が推定されます。

(横山部会長)

今の生息数が1.7倍上昇していく可能性があるということを見越して、検討した方がいいかなと思います。今の段階では4,000頭でよろしいかと思いますが、ある意味、せっかく減っていますので、それを何とか維持していくという努力を続けていただかないとまた元の木阿弥になってしまうということが心配です。

今の段階では3年間4,000頭への変更ということではよろしいかと思いますが、どうでしょうか。ただ、ちょっと違う状況変化が起こってきた場合には、またご検討いただくという形が理想かなと思いますが、いかがですか。今の段階では、一旦、改正としては、4,000頭ということではよろしいですか。
(各委員)

はい。

(横山部会長)

ありがとうございます。

現段階では、概ね異議はない。でいいと思いますが、これで3年間本当に続けるかどうかは、また、来年、再来年の状況を見て、お答えをいただくということで、よろしく願います。

(事務局)

毎年、モニタリング報告を継続しています。また報告をさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

(横山部会長)

では今の段階では、改定ということ、ご了承いただけたと認識しております。ありがとうございました。

→ 原案どおり承認。

<報告案件>

司会を事務局に交代

報告案件(1) 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

(事務局) 農業水産振興課西田係長より説明

■質問、回答、意見

(横山委員)

28 ページの被害動向に関して言うと、これだけ捕獲してるにもかかわらず、被害が増えたというところが圧倒的に多いような状況で、これは本当にちょっと深刻と感じました。

10,000頭捕るという相当な努力をしていただいているという割には、被害が減ってないというのは非常に難しい局面に入っているなと思います。今までの対応では、このままどんどん被害が膨らんでいくという危険性を感じました。捕っても捕っても、被害はなくなるのが一番よくないかなと思いますので、また施策等をご検討いただければと思います。

(事務局)

わかりました。

(揉井委員)

これだけの数のシカなりイノシシなりを捕獲して、どう処理処分してるかということが、項目としてないと思います。

いつもこの会合の中でお話に出てくるのは、利活用をどうするか、ジビエに利用するとか、そういった観点ではですが、例えば、後の処分はどうされてるのかということが、項目としてないと思います。例えば、埋設されているとか、焼却処分されているとか、一体どのぐらいの分量がそうなるのかというのは、データは取られていますか。

(中川委員)

捕獲後の処理ですが、物体であったら、一般廃棄物になるわけです。

そして、はらわたを出したりすると、もうそれで産廃になる。

ですから一般廃棄物の場合は、各市町村でゴミの処理で引き取ってもらったり、また猟友会員が、埋設処理したり、いろいろやっています。

ただ、奈良県には処理施設というのは、県全体としてございません。

他府県では、いろいろ持っている施設もあるわけですが、奈良県は埋設を中心にやっています。

そして各市町村の焼却炉の方へ持っていくのも、物体じゃなしに、半分に割ってくれとか、3分の1にしてくれとか、そういうのを各自治体、各地区によって、協議をしながら進めているのが、今の現状です。

(揉井委員)

例えば、その埋設はその場所で捕獲した人が、個人でやるわけですか。

(中川委員)

そうです。被害を受けている方の協力を得たり、その地域の協力を得たりして、猟友会員だけでなく、みんなで協議をしながら、処理しているのが大半です。

(吉岡委員)

第7次計画では、生息数 58,000 頭を目標に達成するには、10,000 頭を捕獲するというのですが、それを 16,000 頭に変更されたわけですね。

要するに、強度を増してきてるはずなんですけど、それは、猟友会さんの方で、捕獲はそこまではいけないってことですか。

(中川委員)

ものすごく全体的に増えてるんですよ。だから、捕るには捕っています。

(吉岡委員)

16,000 頭っていう目標を第7次計画に上げておられるけども、実質的には 10,000 頭だと、だから農業被害も残っていると。いうことになってしまうかなと思うのですが、猟友会さんも頑張っていたいてるのはわかる。その辺はどう行政的には考えておられますか。

(中川委員)

今捕獲の方法としては、農水省さんの事業であります。全国的に奈良県は、モニタリングのテスト期間で、地区に指定されている。ICTセンサーカメラとか、ドローンとかを使って、この地域が多いなところを集中的に捕っています。

また、エサを撒いて、餌づけをして、集中的に捕るというやり方をテストでやっています。非常に効率がいいわけですね。今年度は1月から開始して昨日の時点では 40 頭ぐらい捕獲しています。

集中攻撃の方がいいのか、各地域で思い思いにやるのがいいのか、まだテスト期間ですので、またお示しできることがあると思います。

(大井委員)

捕獲の方法もいろいろ工夫されて、捕獲数を伸ばすように努力されていることはわかりましたが、あと先ほどおっしゃったように、死体処理が捕獲従事者の方のご負担になって、捕獲の努力量に影響与えるとかいうことはありませんか。

(中川委員)

直接的にはないと思います。

猟友会の会員の方は、猟犬とかを飼っておられる方もいるし、ペットフードの方へも流れます。また、ジビエ料理の講習とか県の方で主催していただいています。非常に好評もいただいていますので、ジビエ料理の方と一緒に、両肩並べて進んでいってるといような形です。

(大井委員)

ご負担がないようなら良いのかもかもしれませんが、実際に現場で動いてる捕獲従事者の方がどういうことをやられて、どういうふうに感じられてるか、ということも調査してみてもいいのかな、と思いました。

(事務局)

捕獲後の処理はそう思っています。その中で、処理施設をつくったりは、一朝一夕にはいきませんので、猟友会さんにご協力いただいて研修会をしまして、捕った後の処理でできるだけ残渣を少なくするという目的で、捕った肉をおいしく食べるとか、アクセサリーにしたとか、ご提案をいただき、免許取られたすぐの方に研修会を今年から実施し、できるだけ量を減らすという努力をいただいています。

それから捕獲数の増加につきましては、課題でもっと捕らないといけないと、県としても認識しています。その中で、3年前に森林環境税いただきまして、捕獲単価を引き上げさせていただいております。その効果もあって、毎年捕獲数については伸びております。引き続き、県としても努力してまいりたいと考えています。

報告案件 (3) 奈良県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

(事務局) 農業水産振興課森本主任主査より説明

■質問、回答、意見

(大井委員)

被害対策の効果についてアンケートで調査されていますが、例えば、藪の刈払、追い払い、有害捕獲、やり方はいろいろありますが、どんなやり方をしたら効果があるのか、また、効果がないのか、その辺も少し深掘りしていただけると、実際、地域での対策に生かせるようなものが出てくるんじゃないかと

思うのですが。その点、何か分析されていますか。

(事務局)

そこまでの分析ができていないのが実情ですが、「効果がない」という方に対しては、本当に今やっている状況を教えてもらって、正しい柵であるのか、正しい追い払いであるのか、ということも大きな要素だと思いますので、対策として地域に入っていくときは、その調査から実行していくべきだと思っております。

(大井委員)

ぜひお願いいたします。

質問ですが、林業被害っていうのは、しいたけ等、林業特産物の被害ですか。これは樹木に対する被害ではなくて、しいたけ等の特産物に対する被害ですか。

(事務局)

そうです。

(横山委員)

3ページの農業被害が平成28年にガクンと下がっているんですが、これは、何か計算の方法とか何かあったんでしょうか。

何らか対策が功を奏して、ここで減っているのか、何か指標の変更とか何かそういったことがあったのか、どちらだったのですか。

だいた捕獲をされているようなので、その捕獲の効果なのかもしれないな、と思いました。

(事務局)

即答できないので、調べておきます。

報告案件(4) 奈良県ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について

■説明

(事務局) 農業水産振興課松原主査より説明

■質問、回答、意見

(森山委員)

捕獲したクマを放すときに、マイクロチップをつけてその後の行動データをとっていくわけですね。もちろん農作物の被害というのは無いようにしなければなりません。この中の動物の中でも一番人間にとって恐ろしい存在は、やっぱりクマだと思います。

それが一旦、人に捕獲されて、チップをつけて放した後、人里には怖がってクマの方が出てこないとか、どういう行動をとっているのか、そのあともまた当たり前のように、特に人里、山里に変わらないように出ているのか、わかりますか。

(事務局)

今回の9頭につきましては、捕獲したときに、マイクロチップを読み取る機械があるんですが、それで履歴がでます。9頭のうち1頭だけ和歌山の方で過去2回捕まってる記録があって、それ以外は0件というような状況で、奥山放獣ということをしております。奈良県で放獣した後につきましては、その後、奈良県の在所等に現れたという状況ではありません。

(森山委員)

そしたらやっぱり捕まえる意味があるんでしょうね。

(事務局)

学習放獣のとき、ちょっといじめるといいますか、花火でびっくりさせたりとか、そういうことをやってから放獣してます。

全体の件数としても少ない中で、学習放獣という効果があるかなと考えています。

(森山委員)

あとマイクロチップをつけたらどんなデータがとれるのですか。

(事務局)

マイクロチップの方のデータにつきましては、基本的には過去に捕まえた履歴しかわからない。

(横山委員)

個体識別をするだけ。

(吉岡委員)

先生おっしゃってるのは多分ね、GPS機能がついた。

(森山委員)

そうそう

(吉岡委員)

それをだから県会で予算つけてくれはったらね。GPSを付けられます。

(大井委員)

ぜひ付けれるように、お願いします。

(森山委員)

ちょっとその辺がわかりませんでした。

(事務局)

そちらの調査につきましても、今後考えておりました、捕獲できたものについては首輪で、今現在の位置がわかるような発信するような機器をつけていうことは考えておりますが、まだそれができてないということです。

(森山委員)

わかりました。

(大井委員)

和歌山の方で捕獲放獣されたものがあるとおっしゃってましたが、どの個体か教えていただけますか。

(事務局)

④番の個体がそうです。

報告案件（5）奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

奈良公園室高見主査より説明

■質問、回答、意見

(横山委員)

この文化財保護法等に基づく捕獲条件というのは、どのようにして決まっていますか。こちらから要望するのか。文化財としてここまでと、向こうから言われてしまうのか。もう少し捕獲数を上げれないのか、ということが言いたいんですが。

(事務局)

計画には捕獲目標が入っていないです。毎年、実施計画を策定して、実施頭数を決めています。それは「奈良のシカ保護管理検討委員会」を毎年開いております、そこで捕獲頭数の決定をおこなっています。この委員会で決めた数を上限としています。

(横山委員)

つまり奈良県からこれだけの捕獲を要望してるということですね。わかりました。

<その他>

(森山委員)

さっき採井先生の方から、シカの捕獲後の処理の内訳で埋めたり、ジビエになったり、そういう内訳がわかるのなら、知りたいと思っています。

いろんな管理計画を立てて、各農作物の被害を防いでいこうと進めてられていますよね。

一方、捕ってきたシカは、捕った場所で処分するんじゃなくて、移動させて、施設で解体する作業があると聞いています。

その施設で作業するにあたって、解体して処理していく中で、血もできます。

そういう血が出てきたときに、ちゃんと合併浄化槽で処理されて、その地域の農業用水路に流されてるのかといえば、どうもそうではなくて、農家の人を守るはずになってる計画が、ジビエの処理場のところから出てる衛生上の問題で、逆に農家の方が気にしてるような話も聞いたりしています。ジビエの施設がありますけれども、ちゃんと管理をされたり、そういう施設は備えられているのかなということで、農家の方にとって、被害の一方、そっちの方の心配が出てきたらいけないと思いますが、そのあたりわかることがありますか。

(事務局)

その残渣についての処理の状況については、統計的なデータはないんです。

排水がご心配ということで、最もそのとおりだと思います。

新しくできた処理施設については、五條にジビエール五條があって、従来からの上北山村さんがやるような施設とか、今度、宇陀市の方でも施設が整備された。

ジビエの処理については、ある程度、短い時間で処理する必要があります。大体、夏場だと1時間ぐらい、冬だと2時間と言われてはいますが、処理を速やかにしないといけないのがあって、大きな施設を作


って、そこに持ってきてくださいとはいかないものなので、市町村さんに、作っていただけませんかということをお願いしています。その中で、やろうかと言っているところには、施設を作っているというのが現状です。ご心配の衛生上の問題ということについては施設を作る際には当然保健所の許可が必要です。すべての施設で許可を取って実施されていると我々も認識するし、そうしていただけていると思っています。

(森山委員)

そしたら、建築確認があるということは大前提ですね。わかりました。

以上の議事を認め署名する。

令和6年 2月22日

署名委員 採井千代子 

令和6年 2月22日

署名委員 